

下野市いじめ防止基本方針



令和 3 年 1 月

下野市・下野市教育委員会

(目次)

はじめに	…	1
第1章 いじめの防止等のための基本理念等		
1 いじめの定義	…	2
2 いじめの理解	…	2
3 下野市の基本理念	…	2
4 組織の設置	…	3
(1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会		
(2) 下野市いじめ問題専門委員会		
(3) 下野市いじめ問題再調査委員会		
第2章 下野市のいじめの防止等に関する基本的な考え方		
1 いじめの未然防止	…	4
2 いじめの早期発見	…	4
3 いじめへの対処	…	4
4 家庭や地域との連携	…	4
5 関係機関との連携	…	5
第3章 いじめの防止等のために下野市が実施する施策		
1 いじめの未然防止	…	5
2 いじめの早期発見	…	5
3 いじめへの対処	…	5
4 家庭や地域との連携	…	6
5 関係機関との連携	…	6
第4章 学校いじめ防止基本方針・組織の設置		
1 学校いじめ防止基本方針の策定	…	6
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	…	6
第5章 いじめの防止等のために学校が実施する施策		
1 いじめの未然防止	…	7
2 いじめの早期発見	…	8
3 いじめへの対処	…	8
4 家庭や地域との連携	…	9
5 関係機関との連携	…	9
第6章 重大事態への対処		
1 重大事態の発生と報告	…	10
(1) 重大事態の定義		
(2) 重大事態の報告		
2 重大事態の調査	…	10
(1) 調査の趣旨		

(2) 調査主体	
(3) 調査組織	
(4) その他	
3 調査結果の提供及び報告	… 11
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供	
(2) 調査結果の報告	
4 市長による再調査及び措置	… 11
(1) 再調査	
(2) 再調査組織	
(3) 再調査結果の報告	
(4) 再調査の結果を踏まえた措置等	

第7章 取組の評価・検証

1 市	… 12
2 学校	… 12

はじめに

子どもが健やかに成長することは、市民全ての願いである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうしたことを重く受け止め、いじめを未然に防止し、早期に発見し、適切に解決に導いていける学校の指導體制を一層強化するとともに、学校のみならず家庭や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめの問題に対処できる体制づくりを推進していくことが重要である。

本市では、令和3年に「第二次 下野市 総合計画（後期基本計画）」の下、第二次下野市教育大綱、第二次下野市教育振興計画を策定し、その中で、「学校教育計画 目指すべき方向性4」として、いじめや不登校をはじめとする学校で起こる問題行動等の未然防止に努めるとともに、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちへの相談体制をより一層充実させていくこととしている。

各学校では、これまでも保護者や地域に学校いじめ防止基本方針を公表し、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校と家庭、地域が連携を図りながら、児童生徒一人一人にいじめをしない、させない、見逃さない心や態度を育ていけるよう、組織的な取組を確実に実施してきている。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、いじめの未然防止の取組の充実と、早期発見・早期対応の徹底を図ってきたところである。

このたび、本市におけるこれまでの取組を踏まえつつ、「下野市いじめ防止基本方針」を策定し、取組の一層の充実を図っていくものとする。

令和3年1月 下野市・下野市教育委員会

第1章 いじめの防止等のための基本理念等

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項）

2 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの問題の根本的な解決のためには、いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 下野市の基本理念

本市では、児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい子どもの育成を目指す。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、次のとおり基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意をもって取り組む。

- 全ての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- いじめが決して許されない行為であること等について、児童生徒が十分に理解できるようにし、「いじめをしない・させない・見逃さない」正しい判断のできる子を育成します。
- 市、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

4 組織の設置

市は、以下の組織を設置することで、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、及びいじめの解消に向けた取組を実効的に行う。

(1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）

（法第14条第1項）

教育委員会、学校と関係機関・団体等との連携体制を構築するため、本市小・中学生のいじめ等の状況やいじめの防止等の対策について、意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議を行う。

本協議会は、各学校、県南児童相談所、下都賀教育事務所、下野警察署、宇都宮地方法務局栃木支局、下野市民生委員児童委員協議会、下野市PTA連絡協議会、学校教育課、教育総務課、市長部局関係課等で構成する。

(2) 下野市いじめ問題専門委員会

（法第14条第3項（法第28条第1項の組織を兼ねる））

教育委員会からの要請を受け、本市のいじめの防止等の対策や今後の方向性等について専門的見地から協議を行う。また、いじめの重大事態[※]が発生し、教育委員会が、その事案の調査を行う主体を教育委員会と判断した場合に、重大事態に係る調査を行う。

本委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。

(3) 下野市いじめ問題再調査委員会（法第30条第2項）

市長が、教育委員会からいじめの重大事態[※]に係る調査結果の報告を受け、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、教育委員会の調査結果について再調査を行う際に設置する。

本委員会は、市長部局による組織で、弁護士や精神科医、学識経験者、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、(2)の委員とは重複しないようにする。

※「いじめの重大事態」については、「第6章 重大事態への対処」において述べる。

第2章 下野市のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対処して解決を図る必要がある。

市及び教育委員会は、学校、家庭、地域、関係機関・団体と連携を図り、一体となっていじめの防止等の対策に取り組む必要がある。

1 いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、いじめの問題の根本的な克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、いじめの起こりにくい学校づくりを推進することが必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）や学校相談員等の活用、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに対策会議等を開催する。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応のための体制整備が必要である。

4 家庭や地域との連携

「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で児童生徒を見守り、健全やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携・協力体制の整備に努めることが必要である。

5 関係機関との連携

学校や教育委員会は、いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行い、さらに必要な場合には、警察や児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る必要がある。

第3章 いじめの防止等のために下野市が実施する施策

いじめの防止等の取組は、教育委員会と学校が連携して推進する。

1 いじめの未然防止

- (1) いじめをなくすためには、継続的、系統的な指導が大切であることから、小・中学校が連携していじめの防止等の取組を推進できるよう支援する。
- (2) 児童生徒の豊かな情操を培い、望ましい人間関係を築く力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、児童生徒の自尊感情や自己有用感を育てる教育の推進を図る。
- (3) 児童生徒や家庭、学校が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、「ネット利用のあたりまえ 4つの大丈夫?」※に基づき、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを推進するなど、必要な啓発活動を行う。
- (4) 学校におけるいじめの防止等のための取組状況について定期的に把握し、必要に応じて、学校への支援を行う。

※ 下野市で作成したインターネットを利用する際の4つの注意事項（「時間 大丈夫?～使う時間を家族と決めよう!～」 「内容 大丈夫?～送る前に確かめよう!～」 「相手 大丈夫?～信頼できる人を選ぼう!～」 「困ったとき 大丈夫?～すぐに 誰かに相談しよう!～」）が書かれたリーフレット。自己指導能力を育成することをねらいとしている。

2 いじめの早期発見

- (1) 学校が実施しているアンケートや各種調査、個人面談等の情報を必要に応じて収集し、適宜、指導・助言に努める。
- (2) 県や市が設置している各種相談窓口の周知を図るとともに、S C、学校相談員等の有効活用を図れるよう、児童生徒及び保護者への相談体制の整備に努める。

3 いじめへの対処

- (1) 学校がいじめの事実確認を適切に行うことができるよう、事実確認を行う際の留意点や校内組織の有効活用について、学校への周知を行う。
- (2) 学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合には、学校教育課職員を派遣するなど、学校と連携して調査や対応にあたる。
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置を講ずるとともに、教育上必要な措置を講じ、当

該児童生徒の立ち直りを支援する。

- (4) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応することができるよう、学校相互間の連絡・調整を図る。

4 家庭や地域との連携

- (1) リーフレット等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に合わせた保護者による指導の大切さなどについて、家庭への啓発を行う。
- (2) 保護者等が子どものいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関と適切な連携を図ることなどについて周知を図る。
- (3) 連絡協議会での意見交換や協議内容を、家庭や地域に定期的に発信し、いじめ防止等についての啓発を行う。

5 関係機関との連携

- (1) いじめの防止等の対策が、関係機関等との連携の下に適切に行われるよう、連絡協議会を中心として、定期的な情報交換を行う。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは警察と連携して対処することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、警察と適切に連携し対応にあたる。

第4章 学校いじめ防止基本方針・組織の設置

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条により、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を具体的に定めた学校いじめ防止基本方針を策定する。この方針をもとに、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を講ずる。

また、学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校のいじめ対策の取組を、保護者会や学校運営協議会等、様々な機会を捉えて積極的に周知する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条）

学校は、次の役割を担うため、「学校いじめ防止等対策会議」（以下、「対策会議」という）を常設する。

【未然防止】

◇いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

◇いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

- ◇いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇いじめの被害児童生徒に対する支援や加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応等を組織的に実施する役割
- ◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

構成員は、管理職や児童指導主任、生徒指導主事のほか、学校の実情に応じて学校長が決定する。この組織には、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるSCやスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）、教員・警察官経験者など外部専門家等を交えて対応できるようにする。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、直ちに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに対策会議を開催し、事実確認等は本組織を主体として行う。なお、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員がそろわなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

第5章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、市、家庭、地域、関係機関・団体等と連携して、いじめの防止等にあたる。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮する。

学校は、組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、認知したいじめについては、各校の学校いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。

1 いじめの未然防止

「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下に、いじめの未然防止に向けて、児童生徒が、思いやりの心や心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことができるよう、自他の人権を尊重する教育を推進する。

- (1) 「いじめは絶対に許されない」との視点とともに、「いじめは必ずある」との視点ももち、学校教育活動全体を通じていじめの未然防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう指導方針を定める。

- (2) 各校の学校いじめ防止基本方針の理解をはじめ、教職員の資質の向上を図るための取組を計画的に実施し、適切な初期対応がとれるようにする。
- (3) 児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳科の授業や学級活動などにおける指導の工夫に努める。
- (4) いじめの防止等について、必要に応じて児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒が主体的に取り組めるよう促す。
- (5) 各種行事や体験的活動等を通じて、望ましい集団づくりに努める。
- (6) 児童生徒が情報社会における正しい判断力や望ましい態度を身に付けるための授業等を計画的に実施するとともに、スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「ネット利用のあたりまえ 4つの大丈夫？」に基づく取組を積極的に推進する。

2 いじめの早期発見

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、児童生徒のわずかな変化を見逃すことのないよう児童生徒理解を深め、日頃より児童生徒との信頼関係の構築に努める。

また、家庭、地域との連携を図り、児童生徒の見守り体制を強化する。

- (1) 対策会議を定期的で開催し、いじめの未然防止と早期発見につながるよう、指導体制の充実を図る。
- (2) 児童生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談窓口やSC、学校相談員等が行う相談活動について周知を図る。
- (3) 児童生徒への定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。アンケート調査に関しては、教育相談期間に行ったり、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりして、実効性の高いものとする。
- (4) 日記や生活ノートを有効に活用し、いじめの早期発見に努める。

3 いじめへの対処

教職員はいじめを発見又は連絡等を受けた場合には、直ちに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに対策会議を立ち上げ、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行う。

学校は、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、背景等を十分理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、全教職員の共通理解と保護者との連携の下に行うとともに、必要に応じて、市や関係機関等との連携を図る。

また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関等との連携など、一連の対応については記録を残す。

- (1) 対策会議を中心として、事実確認や対応方針の決定を行う。事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について正確に記録する。
- (2) いじめの認知を重く受け止め、まずはいじめを受けた児童生徒を守り通すことを徹底する。いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 「いじめの解消」については、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態であり、かつ、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に対し面談等により確認された場合に、「解消」と判断し得る。また、被害の重大性から、解決には3ヶ月以上の期間が必要と判断される場合には、対策会議にて、より長期の期間を設定する。さらに、いじめが解消したと思われた場合も、加害・被害児童生徒及びその保護者への継続的な指導・支援を行う。

4 家庭や地域との連携

- (1) 学校の取組を円滑に進めるために、学校いじめ防止基本方針を策定、見直しをするにあたっては、検討の段階から保護者や地域の参画も得て、地域を巻き込んだものにするよう努める。
- (2) P T Aとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなどして、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、児童生徒がいじめを行うことのないよう指導すること等について、家庭への啓発を行う。
- (3) 学校と地域が一体となって、児童生徒の見守り体制を整備することの大切さや、いじめ問題における学校や関係機関等との適切な連携のあり方について、学校運営協議会等を通して、地域への啓発を行う。

5 関係機関との連携

- (1) いじめの解決にあたっては、加害・被害児童生徒の保護者と十分な連携を図ることはもちろんのこと、必要に応じてS S W等を活用するなど、市、関係機関、団体等との連携を図る。
- (2) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談する事が重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

第6章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により適切に対応する。

1 重大事態の発生と報告（法第28条）

（1） 重大事態の定義

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

（例）

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、児童生徒が「相当の期間※」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、当該目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

その他、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が「いじめの重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉える必要がある。

（2） 重大事態の報告

学校は（1）に該当する事案が発生した場合には、対策会議が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

2 重大事態の調査

（1） 調査の趣旨

教育委員会又は学校は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にする※ための調査を行う。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況などの事実関係を可能な限り明確にすることである。

（2） 調査主体

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合があり、学校からの報告を受けた教育委員会が調査主体を判断する。特に、学

校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

(3) 調査組織

教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに教育委員会又は学校の下に組織を設けるものとする。

教育委員会が調査を行う際には、「下野市いじめ問題専門委員会」がこの任に当たる。学校が調査の主体となる場合には、対策会議がこの任に当たる。

(4) その他

ア 教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実などについて、保護者等に説明し、今後の対応や支援について話し合う。

イ 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について話し合い、必要に応じて調査に着手する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明を行う。

これら情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について、市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

4 市長による再調査及び措置

(1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた市長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生を防止するために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会の調査結果について、再調査を行う。

(2) **再調査組織**

再調査は、市長部局における「下野市いじめ問題再調査委員会」が行う。

(3) **再調査結果の報告**

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

(4) **再調査の結果を踏まえた措置等**

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長は、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

第7章 取組の評価・検証

1 市

市は、当該基本方針の策定及び改定からおおよそ3年を目途として、法の施行状況等を勘案して、「下野市いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 学校

学校は、いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、次年度の計画作成に生かす。

